

防衛省仕様書改正票

D S P

L 4752D(2)

弾 帯

制定 昭和 52. 3. 30

改正 平成 26. 3. 26

(BELT, INDIVIDUAL EQUIPMENT)

この改正票は、D S P L 4752D(弾帯)についてのものであり、D S P L 4752D(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P L 4752Dと併用される。

1.3 引用文書 中 “J I S L 1096 一般織物試験方法” を “J I S L 1096 織物及び編物の生地試験方法” に改める。

付表 1 - 生地 中

“

”

付表 1 - 生地

項目		規定	試験方法
厚さ mm		3	J I S L 1096 による。
幅 mm		50	
密度	たて糸 本	133以上	J I S L 1096 による。
	からみ糸 本	10以上	
	しん糸 本	66以上	
	よこ糸 本 / 2.5 cm	28以上	
質量 g / m		82以上	
引張強さ N		5 884以上	

を

“

”

付表 1 - 生地

項目		規定	試験方法
厚さ mm		3	J I S L 1096 の A 法 による。
幅 mm		50	J I S L 1096 の A 法 による。

2.

L 4752D(2)

付表 1 - 生地 (続き)

項目		規定	試験方法
密度	たて糸 本	133以上	J I S L 1 0 9 6 のA法による。
	からみ糸 本	10以上	
	しん糸 本	66以上	
	よこ糸 本 / 2.5 cm	28以上	
質量	g / m	82以上	J I S L 1 0 9 6 のA法による。
引張強さ	N	5 884以上	J I S L 1 0 9 6 のA法による。
~~~~~			

に改める。

## 防衛省仕様書

D S P

L 4752D

制定 昭和52. 3. 30

改正 平成22. 5. 18

## 弾 帯

(BELT, INDIVIDUAL EQUIPMENT)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛官が主として訓練などに着用する弾帯について規定する。

## 1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1 - 製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
弾帯	8465-160-0214-5

## 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

J I S G 3 1 4 1	冷間圧延鋼板及び鋼帯
J I S H 3 1 0 0	銅及び銅合金の板及び条
J I S H 3 2 6 0	銅及び銅合金線
J I S H 5 1 2 0	銅及び銅合金鋳物
J I S L 0 8 0 4	変退色用グレースケール
J I S L 0 8 4 2	紫外線カーボンアーク灯光に対する染色堅ろう度試験方法
J I S L 0 8 4 4	洗濯に対する染色堅ろう度試験方法
J I S L 1 0 9 5	一般紡績糸試験方法
J I S L 1 0 9 6	一般織物試験方法
J I S L 2 5 1 2	ビニロン縫糸
J I S Z 1 5 0 6	外装用段ボール箱
J I S Z 1 5 0 7	段ボール箱の形式
N D S Z 0 0 0 1	包装の総則
N D S Z 8 2 0 1	標準色

## 2 製品に関する要求

## 2.1 材料

材料は、表 2 による。

表 2 - 材料

区分	規定	
テープ	付表 1	
金具	連結金具	J I S H 5 1 2 0 黒ニッケルめっき

表 2 - 材料(続き)

区分		規定	
金具	遊環	J I S G 3 1 4 1 りん酸塩被膜処理黒色塗装	
	はとめ	大	J I S H 3 1 0 0 黒ニッケルめっき
		小	
	先留金具	J I S H 3 1 0 0 及び J I S H 3 2 6 0	
かしめ	J I S H 3 1 0 0		
縫い糸 ^{a)}		J I S L 2 5 1 2 #5 OD色	
注 ^{a)} ビニロン縫糸は、堅ろう染めとする。			

## 2.2 加工

### 2.2.1 縫製要領

縫製要領は、付図 1 によるほか次による。

- 針数は、2.5 cm間の表面に現れた縫い目数とし4～6針とする。
- 縫い始め及び縫い終わりは、返し縫いを完全にするものとする。
- 縫い飛び及び縫い外れがなく、糸調子が優良で、縫い目曲がりが目立たないものとする。

### 2.2.2 はとめの取付け方

- はとめの取付け方は、付図 1 によるものとし、正確、かつ、堅固に取付けること。
- テープへの取付けは、織り目を広げて打ち付けるものとし、切り抜き又は打ち抜きをしてはならない。
- はとめの足端及びつば周縁は、丁寧に仕上げること。

### 2.2.3 先留金具のフックの形状及び取付け方

先留金具のフックの形状及び取付け方は、付図 1 によるほか、次による。

- フックの先端は、着用時にベルトの外側に接するように曲げ、かつ、先端部は、面取りを施すものとする。
- フックの取付け方は、付図 1 の④(先留金具)に示すとおりに曲げて、取り付けるものとする。

### 2.2.4 染色加工

テープの染色加工は、硫化建染染料、顔料及びその他の合成繊維用染料によるものとする。

## 2.3 構造・形状・寸法

構造・形状及び寸法は、付図 1 を標準とする。

## 2.4 外観

外観は、仕上りが優良で、きず、汚れなどの欠点が目立たないものとする。

## 3 品質保証

検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、表 3 によるほか商慣習によるものとし、端数のある場合はこれに準じて行う。

表3-包装

区分		包装材料	包装要領
包装	材料		
個装	クラフト紙	—	製品10個をクラフト紙で包む。
外装	段ボール箱	J I S Z 1 5 0 6の複両面段ボール箱3種以上で、箱の形状は、J I S Z 1 5 0 7の0204とし、箱の大きさは、650 mm×400 mm×290 mmを標準とする。	a) 個装したものの20包を段ボール箱に収納する。 b) 包装用テープで上下面ともH形に封かんし、包装用バンドを二の字に掛け締め付ける。
	包装用テープ	幅50 mm以上のものとする。	c) 外フラップと内フラップは、接着しないものとする。
	包装用バンド	幅15.5 mm以上のものとする。	

#### 4.2 外装の表示

外装の表示は、N D S Z 0 0 0 1の表示・標識の一般事項によるほか、次に示す項目を2面及び4面に行うものとする。

- a) 防衛省
- b) 物品番号
- c) 品名(製品の呼び方)
- d) 数量
- e) 納入年月

例 2010年3月

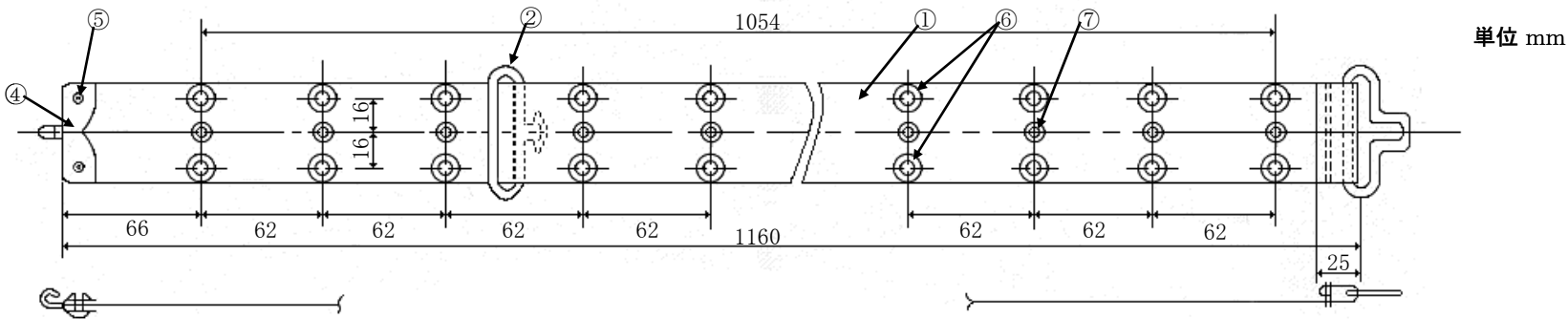
- f) 契約相手方の名称又はその略号

#### 5 承認用見本

契約の相手方は、製造に先立ち承認用見本として製品1個を契約担当官等に提出し、外観及び色について承認を得なければならない。

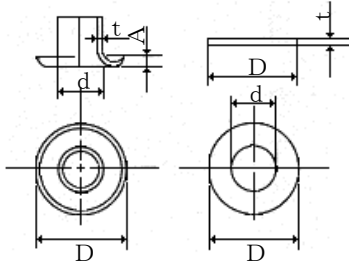
付表1-テープ

項目		規定	試験方法
材料		ビニロン 100 %	_____
組織		二重波織 1 1 山	
厚さ	mm	3	J I S L 1 0 9 6による。
幅	mm	50	
見掛番手・より合せ数		20/9 ^s	J I S L 1 0 9 5による。
密度	たて糸 本	1 3 3以上	J I S L 1 0 9 6による。
	からみ糸 本	1 0以上	
	しん糸 本	6 6以上	
	よこ糸 本/2.5 cm	2 8以上	
質量	g/m	8 2以上	
引張強さ	N	5 8 8 4以上	
染色堅ろう度	洗濯堅ろう度	4級以上	J I S L 0 8 4 4のA-2号による。
	耐光堅ろう度	4級以上	J I S L 0 8 4 2による。ただし、紫外線カーボンアーク灯光の照射時間は、20時間とし判定は、J I S L 0 8 0 4による。
	ブラシテスト	変退色4級以上	試料を0.5 %の石けん液（常温）中に浸せきし、500 gのおもりを付けたブラシ ^{a)} を長さ方向に200回摩擦し、水洗い後自然乾燥する。 判定は、J I S L 0 8 0 4による。
色		N D S Z 8 2 0 1の色番号2314(OD色7.5Y3/1)を標準とする。	承認用見本との比較による。
<p>注記 厚さ及び幅の寸法は、標準を示す。</p> <p>注^{a)} ブラシは、木部寸法125 mm×57 mm×18 mm, 78穴以上, 穴の深さ6 mm以上, 目付(毛部)26 g以上, 毛質パキン植物繊維白メキシコファイバー機械植え込みを標準とする。</p>			

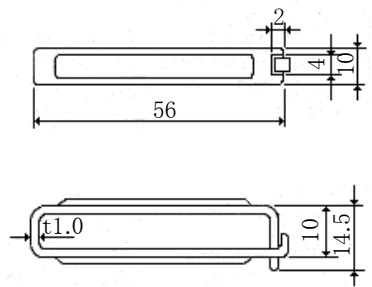


単位 mm

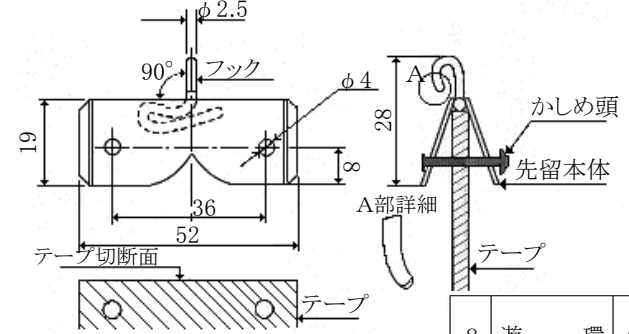
⑥⑦ はとめ座金



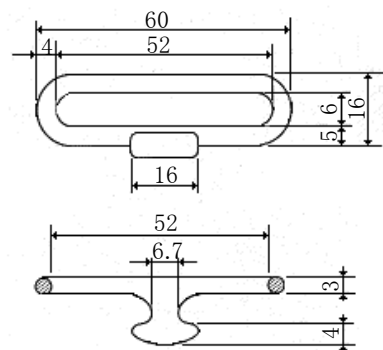
⑧ 遊環



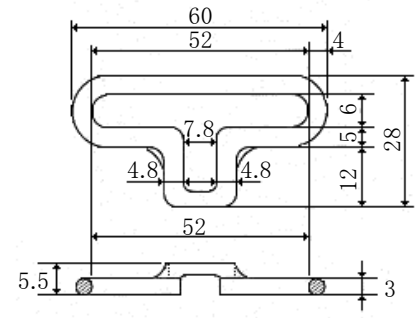
④ 先留金具



② 連結金具A



③ 連結金具B



項目	種類		
	大	小	
は と め	穴径 d	6.0	5.0
	つば径 D	12.0	10.0
	長さ H	6.0	5.5
	つばの高さ A	1.0	1.0
	材料板厚 t	0.3	0.3
座 金	穴径 d	6.8	5.8
	外径 D	12.0	10.0
	材料板厚 t	0.5	0.5

8	遊環	2	リン酸塩被膜処理 黒色塗装
7	はとめ, 小	18	黒ニッケルめっき
6	はとめ, 大	36	黒ニッケルめっき
5	か し め	2	市販品
4	先留金具	1	黒ニッケルめっき
3	連結金具B	1	黒ニッケルめっき
2	連結金具A	1	黒ニッケルめっき
1	テ ー プ	1	付表1による。
番号	品名	数量	注記

図番	付図1	名称	弾 帯	尺 度	—
防 衛 省					

L 4752D 5.

## DSP L 4752~54

弾帯 弾入れ 弾帯用つりバンド	}	解説
-----------------------	---	----

1. まえがき この解説は、従来各自衛隊でそれぞれ仕様書を作成し、調達していた弾帯、弾入れ及び弾帯用つりバンドについて標準化を行い、その仕様を統一し、防衛庁仕様書（以下「DSP」という。）を制定したのでその内容の理解を容易にするため、作成したものである。

なお、標準化の結果、従来使用されていた各自衛隊の仕様書は、9件（6品目名9品目）であったが、これを3件（3品目名6品目）に統一することができた。

2. 仕様決定にあたっての基本的な考え方 仕様決定にあたっての基本としては、この品目名で類別されているもののうち、主として訓練などに用いるOD色のもので、個人が貸与される装具のものを対象とすることとし、それ以外で調達するものについては、その他の品目（X）として残すこととした。その細部については次のとおりである。

(1) 弾帯 弾帯のうち、儀式、警衛勤務などに用いる白色の弾帯については、まだデザインが定まらず、また、調達数量も少ないので今回は、その他の品目（X）としたものである。

(2) 弾帯用つりバンド 弾帯用つりバンドについては、通信器材の背負い用（ハネースとともに使用する専用品）の及び少年工科学校生徒が儀式の際、指揮官等になってけん銃を携行する場合に使用する白色のつりバンド（調達量が少なく、調達が不確定）のものについては、その他の品目（X）としたものである。

3. DSPの内容について 従来の各自衛隊の仕様を採用することとしたが、使用実績などを十分検討した結果、次の点について一部修正又は、追加することとした。

(1) 弾帯の「先留金具の形状」及び「はとめの取り付け方」

ア. 先留金具の先端のフックは、従来の形状のままでは、車両のシートの背部を損傷することが多かったので「フックの先端がベルト側（シートの背部と反対）にくい込むように形状を曲げ、さらにフックの先端の部分には、面取り（丸みを付ける）を施す。」規定し、シートの損傷防止を図った。

イ. この弾帯には、ベルトの長方向に「はとめ」が大及び小合わせて54個付いており、その用途として、各種の個人装具（銃剣、弾入れ、水筒、水筒覆、救急品袋など）のものを下げるのでそのはとめに掛る荷重は大である。また、特に陸上自衛官は、日常の業務においても使用するので使用ひん度が高く、はとめが損耗すると腰部に装着するので目立ちやすいことの両面から、はとめの加工について「正確かつ堅固」、「ベルトの織り目を広げて取り付けるとし、打ち抜き及び切り抜きしてはならない。（がたがたしやすい）」及び「取り付け後、はとめの足端或いはつば周縁の傷、まくれがないように」正しく、強く、かつ、丁寧に仕上げることとし、品質の向上を図ることとした。

(2) 製品の表示 弾帯、弾入れ及び弾帯用つりバンドの製品の表示は、主たる材料を検討し、次のよう規定することとした。

ア. 弾帯については、そのものの材料が、厚さ3mmの厚物のテープであり、また、表面が二重の波織でざらざらしているため、銘板を縫い付けた場合は、工数上単価がかなりアップする。一方ざらざらしているため押印又は、印刷もしにくいので弾帯だけは規定しないこととした。

イ. 弾入れについては、64式小銃、大とけん銃の大きさは、まちまちでしかも銘板の取り付け箇所も限られているのですべての印刷又は押印を規定することとした。



解2.

DSP L 4752~54 解説

ウ. 弾帯用つりバンドには、銘板を付けることとした。

(3) 出荷条件については、各自衛隊の調達数量は、定員に比例した調達量であり、送り先(駐とん地、基地など)及び送る数量も異なるので、調達実績などを検討した結果、次のように規定することとした。

ア. 弾帯は、比較的購入するので包装(個装、外装)について規定することとし、調達数量が少ない場合だけ、「調達要領指定書」により指定することにより、「商慣習」の包装でもよいこととした。

イ. 弾入れ及び弾帯用つりバンドは、調達数量も少ないので「商慣習」によることとし、調達数量が多い場合には、「調達要領指定書」により指定し、弾帯の包装(個装、外装)の規定を準用(この3種類は、同一業者が多い)することとした。

(4) 弾入れの寸法は、その材料がビニロンであるが、使用しているうち、(個人で洗たくなどの手入を含む。)相当縮む恐れがあるので64式小銃、大及び小については、少し大き目に規定することとした。

なお、今回の標準化作業の一端として、海上自衛隊使用の「弾入れ、けん銃・小銃」のものについて新品5個を陸上自衛隊、需品補給処の協力を得て「新品のときの重さ→洗たく→乾燥→最初の新品の重さ」を5回繰り返し試験を実施した結果、縦方向において0.5~1cm縮むことが判明したのでこのものについても規定を修正することとした。

4. 防衛庁仕様書の改正について 材料の変更などで防衛庁仕様書の規定に不具合な事項が発生した場合は、防衛庁仕様書の改正を行う。

なお、改正の申請を行うにあたっては、具体的な根拠資料の添付を必要とするので管理者は、使用上のデータをとるよう心掛け、その提出ができるようにしておくこと。